（略）	（略）			
^{108m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{109m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{110}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{110m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{111}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{111m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{112}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{113}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{113m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			
^{115}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀			
（略）	（略）			

（略）	（略）			
^{108m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{109m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{110}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{110m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{111}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{111m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{112}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{113}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{113m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			
^{115}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀			
（略）	（略）			

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。